第5回 日本芸術院の会員選考に関する検討会議 議事次第

- 1. 日時 令和3年5月12日(水) 15時~17時
- 2. 場所 文部科学省第2講堂(旧庁舎6階)(※WEB会議)
- 3. 議事 日本芸術院の会員選考に関する議論(とりまとめ)
- 4. 配布資料
 - 資料1 日本芸術院改革の方向性(とりまとめ案)
 - 資料2 日本芸術院の分科の見直し
 - 資料3 外部の意見を反映した会員選考に関する見直し
 - 資料4 「芸術上の功績顕著な芸術家」を顕彰する制度等の例
 - 資料5 日本芸術院の沿革と定員の変遷
 - 資料 6 関係法令

日本芸術院改革の方向性 (とりまとめ案)

<日本芸術院の沿革>

- 〇 日本芸術院は、「芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関」(日本芸術院令第1条)として、文化庁に置かれた特別の機関(文部科学省設置法第23条)であるが、そもそもの成り立ちは、我が国の美術の振興を図るため、文部省美術展覧会(文展)を開催する機関として、明治40年に発足した「美術審査委員会」(日本画・西洋画・彫刻の3部門)が母体となっている。
- 〇 大正8年には、美術展覧会の開催だけでなく、美術の重要事項について文部大臣に 意見具申を行う「帝国美術院」に改組された。
- 〇 昭和12年には、美術だけでなく我が国の芸術全体の振興を図るため、新たに文芸、 音楽を加え、第一部 [美術]、第二部 [文芸]、第三部 [音楽・雅楽・能楽] の3つ の部からなる「帝国芸術院」に改組・拡充し、現在の日本芸術院の原型ができた。
- 〇 昭和21年には第三部に更に演劇と舞踊が加わり、昭和22年には名称を変更し、 「日本芸術院」となった。平成19年には第三部[音楽・演劇・舞踊]の分科(芸術 分野)の区分を見直し、現在の3つの部会と16の分科という組織構成となった。

(参考) 現在の日本芸術院の組織構成

第1部[美術]①日本画、②洋画、③彫塑、④工芸、⑤書、⑥建築

第2部 [文芸] ⑦小説・戯曲、⑧詩歌、⑨評論・翻訳

第3部「音楽・演劇・舞踊」⑩能楽、⑪歌舞伎、⑫文楽、⑬邦楽、⑭洋楽、⑮舞踊、⑯演劇

〇 日本芸術院には現在100名の会員がいる(令和3年5月12日現在)が、会員となるためには、部会が推薦し、総会の承認を経た候補者を、院長の申出により文部科学大臣が任命することが必要である(日本芸術院令第3条)。

<日本芸術院の課題>

- 〇 帝国美術院発足以来100年が経つが、この間、文化芸術の概念は大きく変容した。 とりわけ戦後のグローバル化の進展に伴い、我が国においてもその概念が大幅に変化 拡大しているなかで、現在の日本芸術院の内規や組織構成が必ずしもそれに対処しき れず、そのために社会全体との乖離を起こしている節がみられる。
- 例えば、内規で各部の定員を定めているが、会員候補者を推薦することができるのは、所属すべき部に欠員がある場合に限られている。特に、第一部 [美術] は各分科 の定員も定めていることから、所属すべき分科に欠員がないと、功績顕著な芸術家がいても、推薦することができない。

(参考) 日本芸術院の各部の定員

第1部[美術]56名以内(①日本画15名以内、②洋画15名以内、③彫塑10名以内、 ④工芸9名以内、⑤書4名以内、⑥建築3名以内)

第2部 [文芸] 37名以内(各分科の定員はなし)

第3部[音楽・演劇・舞踊]27名以内(各分科の定員はなし)

- また、そもそも各部の定員や、第一部 [美術] の各分科の定員が固定的であるため、 常に欠員が埋まらない部や分科がある一方、定員が少ない部や分科はなかなか欠員が 生じず、時宜にかなった推薦ができない状況にある。
- O さらに、文化芸術の概念の変容・拡大により、そもそも所属すべき分科がなく、推 薦されない事態も生じている。
- 候補者の推薦は、所属すべき部の会員のみが行うことができ、部会での投票結果によって選考されるため、会員選考には現在の部会員の意向が強く反映され、現状維持の流れのなかで一部に状況に十分に対処できていない傾向がある。
- こうした中で、候補者の推薦にあたっては、「部が必要と認めた場合には部外より 意見を聴くことができる。」(日本芸術院会員推薦並びに選考規則第3条)との内規 もあることから、この規定をしっかりと活用し、外部の意見を取り入れた会員選考を 行うべきではないかという指摘が、これまで国会だけでなく何度となくなされてきた。
 - (参考)日本芸術院の設立当初(昭和25年~昭和32年)は、候補者選考に関し、選考部会は学識経験者から意見を聴取できる内規(日本芸術院会員候補者選考委員会規則第7条第3項)があったが、昭和32年5月23日の総会決議により削除され、候補者選考基準(第13条)が追加された。その後、昭和33年12月18日の総会決議によって、新たに「日本芸術院会員推薦並びに選考規則」が定められ、「部が必要と認めた場合には部外より意見を聴くことができる。」と第3条で定められた。
 - 【日本芸術院会員候補者選考委員会規則】 (昭和25年5月30日総会議決。昭和33年12月廃止)(抄) 第7条第3項(昭和32年5月23日総会議決により削除)

選考部会は、日本芸術院会員、**会員以外の学識経験者等適当なる者から、候補者の選考に関し、 意見を聴取することができる**。

第13条(昭和32年5月23日総会議決により追加)

候補者の選考に際し、次の基準に従うよう注意すること。

- 1 候補者については、芸術上の功績に重点をおき、併せて芸術上の閲歴および人格を考慮すること。
- 2 候補者については、当該芸術分野において一方に偏しないよう留意すること。
- 3 候補者の選考は慎重を期し、適任者を得ない場合は、必ずしも推薦を必要としないこと。

【日本芸術院会員推薦並びに選考規則】 (昭和33年12月18日総会議決) (抄)

- 第3条 日本芸術院会員の候補者は、その所属すべき部の会員が推薦するものとする。ただし、<u>部が</u> 必要と認めた場合には部外より意見を聴くことができる。
- 日本芸術院では、それらの指摘をふまえていくつかの改善を行うとともに、さらなる検討もすすめられているが、その動きを加速するために外部有識者による「日本芸術院の会員選考に関する検討会議」(令和3年1月13日文部科学大臣決定)(以下

「本検討会議」という。)を設け、検討を行ってきた。

- 本検討会議では、主な検討課題として、下記の3つの課題を中心に議論を行った。
 - (1)日本芸術院の会員の在り方
 - ・会員として必要な要件について (グローバル化した文化芸術における芸術上の功績の考え方)
 - (2) 日本芸術院の分野の拡充
 - 多様化した文化芸術の現状をふまえた分野の在り方について
 - (3)会員の選考方法
 - ・会員候補者の推薦や選考の際の外部意見の反映について
- 日本芸術院において、本検討会議での議論をふまえた会員選考が今年度(令和3年度)から実施されるよう、部会員による会員候補者の推薦が始まる前に、本検討会議での議論をまとめた「日本芸術院改革の方向性」を示すものである。

<日本芸術院、および会員の在り方について>

- 〇 日本芸術院は我が国の文化芸術全体の振興を目的とした「芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関」(日本芸術院令第1条)であり、「芸術の発達に寄与する活動を行い、並びに芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること」(文部科学省設置法第23条)と定められ、会員はそれぞれの分野で日本を代表する人物である。
- 評価の基準としては、日本国内・国外における十分な活動実績と、それに対する高い評価であるが、評価にあたっては、一団体の内部的評価を指標とするのではなく、 文化勲章や文化功労者、重要無形文化財保持者各個認定(人間国宝)、芸術選奨文部 科学大臣賞など、第三者によって選考される顕彰制度や賞をその指標とすべきである。
- また、現在、女性会員は全体のわずか17%であり、功績顕著な女性が公平に登用 される仕組みづくりは喫緊の課題である。現時点では、各部でジェンダーバランスに 配慮した会員選考となるようにしていく必要がある。
- 日本芸術院が、ほとんど社会的に認識されていないことも問題である。もともとの 設立趣旨の一つである、日本の文化芸術の振興のために積極的に提言を行うなど、よ り幅広い活動を行うことでその存在意義を高める必要がある。
- 〇 現在の会員の平均年齢は82歳であるが、年代の若返りなどの方法や、日本芸術院 のプレゼンスの向上に向けて、事務局機能の拡大も今後検討してゆくべき課題であろ う。

<日本芸術院の分野の拡充>

○ 芸術というものの定義は一定したものではなく、時代によって変化している。芸術

の概念が拡大し、分野を超えてボーダーレス化している今日、日本芸術院の分科の構成、特に、戦後、「日本芸術院」に名称変更した後も、一度も変更されていない第一部 [美術] の分科の構成が現代の状況にそぐわなくなっているのは明白である。

- O また、デザインや写真・映像、マンガ、映画など、既に文化勲章や文化功労者として表彰されているにもかかわらず、日本芸術院ではこれまで分科として確立されておらず、候補者を推薦することができなかった芸術分野もあるため、このような分野についても積極的に取り入れていく必要がある。
- このような状況をふまえると、我が国や世界の文化芸術の現状を反映した会員選考が機動的かつ柔軟にできるよう、分科区分や分科名の見直し、新分科の追加とともに、 現在の各部の定員の見直しと、第一部「美術」の分科定員の廃止が必要である。
- 〇 なお、新分科の追加に伴って、全体の会員定数を増やすことも考えられるが、会員 定数が「120人以内」となった昭和36年以降、毎年平均12名の欠員が生じてお り、過去5年間(平成28年~令和2年)では毎年平均欠員18名(会員定数の15 %)、現在も20名の欠員が生じている(令和3年5月12日現在)。
- 会員には文化庁予算から毎年250万円の年金が支給されており、財政支出の増加 につながることから、全体の会員定数の増加については、まずは毎年生じている欠員 を充足する策を十分に講じた上で、慎重に検討すべきであると考える。
- 〇 ついては、今年度は、分科区分の見直しによる候補者の増加や、新分科が円滑に創設されるよう配慮しながら、現在の欠員20名が充足されるよう各部に再配分することとし、現在の各部の定員の見直しと、第一部「美術」の分科定員の廃止を行う。
- 分科区分の見直しについては、第一部 [美術]の「日本画」分科と「洋画」分科を 統合して分科名を「絵画」とし、版画なども含めた幅広い概念の中で候補者を推薦で きるようにする。
- 分科名の見直しについては、第一部 [美術] の「彫塑」の分科名を「彫刻」に変更 し、インスタレーションなども含めた幅広い立体作品の候補者を推薦できるようにす る。
- O また、第一部 [美術] の「建築」の分科名を「建築・デザイン」に変更し、ファッションデザインやインダストリアルデザイン、グラフィックデザインなど、既に文化 勲章や文化功労者として表彰されているデザイン分野も含めて候補者を推薦できるようにする。
- 写真や映像についても、既に文化勲章や文化功労者として表彰されている分野であることから、第一部 [美術] に新たに「写真・映像」分科を創設し、写真、映像、メディアアートの候補者を推薦できるようにする。
- また、マンガについては、海外からも既に日本の文化芸術として高い評価をえており、文化功労者として表彰されている分野であることから、第二部 [文芸] に新たに

「マンガ」分科を創設し、マンガの候補者を推薦できるようにする。

- 〇 第三部 [音楽・演劇・舞踊] については、これまで「演劇」分科に含まれていた映画を分離・独立させ、新たに「映画」分科を創設し、アニメーションや放送も含めた候補者を推薦できるようにする。
- また、劇作家や演出家については「演劇」分科において、映画やドラマの脚本家に ついては「映画」分科において、候補者を推薦できるようにする。
- O なお、各部の各分科には、現代美術、現代舞踊、現代演劇など、現代的要素を持つ芸術が含まれることは当然であり、現代的要素を持つ芸術上の功績顕著な芸術家が会員となることが求められる。

<会員の選考方法>

- 〇 現在の各部の定員を見直すとともに、第一部 [美術] の分科定員を廃止することにより、各部や第一部 [美術] の各分科は、欠員の有無に左右されず、候補者の推薦を 行うことができるようになる。
- 〇 ただし、新分科が円滑に創設されるよう、初年度に限り、新分科の最低枠を設け、「デザイン」については1名以上、「写真・映像」については2名以上、「マンガ」については2名以上、「映画」については2名以上の会員を選考するものとする(「最低枠」)。
- 〇 また、映画が「演劇」分科から分離・独立することにより、「演劇」の会員がいなくなる可能性もあることから、今年度に限り、「演劇」分科にも最低枠を設け、現在の会員1名を含め、「演劇」「映画」がそれぞれ2名以上となるよう会員を選考するものとする。
- 〇 今年度は、現在の欠員20名から上記の最低枠(計8名)を除いた最大12名を、各部のその他の分科に選考枠として再配分することとし、第一部[美術]4名以内、第二部[文芸]4名以内、第三部[音楽・演劇・舞踊]4名以内で、会員を選考するものとする(「選考枠」)。
- O なお、令和3年度の会員選考までに会員が逝去した場合は、当該会員が所属していた部の選考枠に追加する。
- これまで、会員の選考にあたっては、所属すべき部の会員のみが候補者の推薦を行い、部会での投票結果によって選考してきたが、我が国や世界の文化芸術の現状を反映した会員選考を行うため、文化庁が選ぶ外部の有識者が、現在の会員とともに、候補者の推薦及び絞り込みを行うこととする。
- 〇 具体的には、まず、日本芸術院に、外部有識者からなる「芸術院会員推薦委員会(仮称)」(以下「推薦委員会」という)を設置する。「推薦委員会」では、第三者によ

る選考に基づき表彰する顕彰制度や賞の対象者を指標とするという基本的な考えに基づき、対象となる具体的な制度や賞を定め、「推薦委員会」の推薦基準を策定する。

- 「推薦委員会」は、その推薦基準を満たした候補者の推薦を行う。
- 現在の会員についても、芸術上の顕著な功績を第三者による評価によって判断するという基準に基づき、所属する部の候補者について、選考枠の範囲内で候補者を推薦することとする。なお、他の部の候補者についてもその部の選考枠の範囲内で推薦することができる。
- 新分科については、初年度に限り、「推薦委員会」のみが最低枠の2倍の候補者を 推薦する。
- 〇 次に、各部に「選考委員会」を設置し、候補者の絞り込みを行う。「選考委員会」のメンバーは、現在の部会員(原則として各分科1名)と外部有識者(原則として各分科1名)とする。絞り込みにあたっては、「推薦委員会」及び現会員が推薦した候補者について、より第三者によって客観的に評価されている者が選考されるよう比較衡量した上で、所属する分科の枠を超えた議論を行って、候補者の順位付けを行った上で、選考枠の2倍まで絞り込む。
- 〇 最後に、上記「選考委員会」での議論の概要を現在の部会員全員に開示した上で、 新分科及びその他の分科の候補者について、部会員全員が投票を行い、部会員の過半 数の得票者を総会に推薦する。得票数が同数の場合は女性を優先することとし、同性 の場合は「選考委員会」における順位付けの上位の者を優先する。
- O なお、「推薦委員会」または「選考委員会」の外部有識者が候補者として推薦された場合には、委員を辞任し、文化庁は改めて外部有識者を選ぶこととする。
- O また、従前より、総会の承認を経た候補者を院長が文部科学大臣に上申する際には、 候補者の略歴・賞歴、選考経過(各部の候補者数、各部での投票により部会員の過半 数票を得た候補者数)等を公表しているが、選考経過の透明性を更に図るため、「推 薦委員会」が策定した推薦基準や各分科の候補者数についても公表すべきである。
- 〇 令和4年度以降は、各分科の推薦基準を満たした候補者の数等もふまえながら、当面の間、文化庁が各部の選考枠を示すこととする。
- 〇 また、今回示す改革の方向性を実現するために、日本芸術院の内規を見直すとともに、必要に応じて政省令の改正等を行うなど、文化庁において提言の具体化に必要な措置をとることが期待される。今年度新たに選考される会員の属性や今後の会員構成の変化も見ながら、本検討会議において、必要な議論を継続していくこととしたい。

日本芸術院の分科の見直し

(全体の定数は120名のままで**現在の欠員数20名以内で新会員を補充**)

部名	第一部 [美術]							第二部 [文芸]				第三部 [音楽・演劇・舞踊]									
	第1分科	第2分科	第3分科	第4分科	第5分科	第6分科	第7分科	第8分科	第9分科	第10分科	第11分科	第12分科	第13分科	第14分科	第15分科	第16分科	第17分科	第18分科			
	絵画	彫刻	工芸	書	建築	写真	小説	詩歌	評論	マンガ	能楽	歌舞伎	文楽	邦楽	洋楽	舞踊	演劇	映画			
分科名	※版画 含む	※インスタ レーション などの 立体作品 含む			デザイン	映像	戯曲		翻訳									※アニメー ションや 放送、 脚本含む			
^{令和3年度} 選考枠 最低枠	デザイン 1名以上 4名以内 お2名 以上						マンガ 2名以上						演劇2名以上 映画2名以上 (現会員1名含む)								
上記の 通りに 会員が 選ばれ た場合		54名 +新会員73		第二部 34名 (現員28名+新会員6名)				第三部 32名 (現員25名+新会員7名)													

[※] なお、各部の各分科には、現代美術、現代舞踊、現代演劇など、現代的要素を持つ芸術が含まれることは当然であり、現代的要素を持つ芸術上の功績顕著な芸術家が会員となることが求められる。

(参考) 現在の日本芸術院の分科区分と現員数(令和3年5月12日現在)

部名	第一部 [美術]							部[文	芸]											
分科名	第1分科	第2分科	第3分科	第4分科	第5分科	第6分科 建築	第7分科 小説 ・ 戯曲	第8分科	第9分科 評論 • 翻訳	第10分科	第11分科 歌舞伎	第12分科	第13分科	第14分科	第15分科 舞踊	第16分科 演劇				
部の定員	56名以内							37名以内			27名以内									
分科 定員	15名 以内	15名 以内	10名 以内	9名 以内	4名 以内	3名 以内											120名以内			
現員 (令和3年 5月現在)	47名							28名			25名									
(令和3年 5月現在)	10名	13名	9名	8名	4名	3名	13名	9名	6名	5名	6名	2名	4名	4名	3名	1名	計100名			

外部の意見を反映した会員選考に関する見直し

(1) 現在の選考方法

会員候補者の推薦(会員が推薦)

※ 会員は、現在所属している部の会員候補者を推薦する。

候補者の絞り込み(各部会において、出席会員が投票)

※ 各部会において、出席会員が投票を行い、候補者を補充予定数の2倍まで絞りこむ。 (第一部は分科単位で事前絞り込みを実施。)

選考(各部会において、部会員全員が投票)

※ 各部会において、部会員全員が投票を行い、部会員の過半数の得票者を総会に推薦する。

総会の承認

※ その後、日本芸術院長が文部科学大臣に上申し、大臣が任命する。

(2)新しい選考方法

会員候補者の推薦(会員+外部有識者が推薦)

※ 日本芸術院に、文化庁が選んだ外部有識者からなる推薦委員会を設ける。 推薦委員会は候補者の推薦基準を設け、各分科の会員候補者を推薦する。 会員は、現在所属している部及び他の部の会員候補者を推薦することができる。 (ただし、新分科の推薦は、推薦委員会のみとする。)

候補者の絞り込み(各部会において、会員+外部有識者が議論)

※ 各部に、会員及び文化庁が選んだ外部有識者からなる選考委員会を設ける。 候補者の順位付けを行い、選考枠の2倍まで絞り込む。

選考(各部会において、部会員全員が投票)

※ 各部会において、部会員全員が投票を行い、部会員の過半数の得票者を総会に推薦する。 得票数が同数の場合は各部のジェンダーバランスに配慮することとし、 同性の場合は「選考委員会」における順位付けの上位の者を優先する。

総会の承認

※ その後、日本芸術院長が文部科学大臣に上申し、大臣が任命する。

「芸術上の功績顕著な芸術家」を顕彰する制度等の例

授与者	分野	顕彰制度等								
		文化勲章								
	文化	文化功労者								
国		紫綬褒章								
	芸能・工芸技術	人間国宝(重要無形文化財保持者各個認定)								
	芸術	芸術選奨大臣賞								
独法	文化	国際交流基金賞								
		高松宮殿下記念世界文化賞								
	芸術	京都賞								
	A 113	朝日賞								
		毎日芸術賞								
	美術	ヴェネチア・ビエンナーレ金獅子賞								
	建築	プリツカー建築賞								
	写真	ハッセルブラッド国際写真賞								
民	文学	ノーベル文学賞								
間 団	△ ¬	読売文学賞								
体		アイズナー賞								
海	漫画	アングレーム国際漫画賞								
外		日本漫画家協会賞								
	演劇	アヴィニョン演劇祭								
		アカデミー賞								
	映画	カンヌ国際映画祭パルムドール								
		ベルリン国際映画祭金熊賞								
		ベネチア国際映画祭栄誉金獅子賞								
	アニメーション	アヌシー国際アニメーション映画祭グランプリ								
	ノー グ・ノヨノ	毎日映画コンクール大藤信郎賞								

日本芸術院の沿革と定員の変遷

	会員定数		各部の定員			美術審査委員会																						
	<政令で	規定>	<会則	<会則(総会議決)で規定>			西洋画	彫刻																				
	大正8年	15名以内						彫刻																				
帝	大正14年	20名以内																										
国	昭和3年						****																					
国美術	昭和4年	- 25名以内					洋画	彫塑																				
院	昭和5年	30名以内							工芸																			
	昭和10年	50名以内																										
	昭和12年		第一部	第一部 第二部							各部・	各分科の定	員なし															
						第一	·部[美	術] 各分	}科定員·	<第一部申	合せ>	第二部 [文芸]			第三部[音楽・雅楽・能楽]													
						第1分科	第2分科	第3分科	第4分科	第5分科	第6分科	第7分科	第8分科	第9分科	第10分科	第10分科 第11分科												
帝国芸術院	昭和16年	80名以内				日本画	洋画	彫塑	工芸	*	建築	小説・ 戯曲	詩歌	評論・翻訳	洋楽		邦楽 (能楽・雅楽含む)										
術院				20名	10名			9名	7名	0.57	2名				10名 (各分科の定員なし)													
Ю			50名									20名 (各分科の定員なし)		第三部 [音楽・雅楽・能				楽・演劇・舞踊]										
	昭和21年													第10分科		第11分科	第11分科		2分科	第13分科								
						16名	14名			2名					洋楽		邦楽 (能楽・雅楽含む)		劇 映画含む)	舞踊 (洋舞・邦舞 含む)							
	昭和22年	100名		30名	004	007	004	00.7	7							30名					20名	(各分科の定						
Þ	昭和25年	以内			20名							(各分科の定員なし)			第三部 [音楽・演				劇・舞踊]								
日本芸術院	昭和36年			37名 以内	27名 以内								17名			8名	3名					27名以内 (各分科の定員なし)						
術院	平成19年	120名	56名			以内	15名	10名	9名 以内	以内	3名 以内	37名以内 (各分科の定員なし)			第10分科	第11分科	第12分科	第13分科	第14分科	第15分科	第16分科							
	令和2年		以内			15名 以内	以内	ДΝ		4名 以内	- WM	(合分料の定員なし)		能楽	歌舞伎	文楽	邦楽	洋楽	舞踊	演劇								
会	員定数	120名 以内	56名 以内	37名 以内	27名 以内	15名 以内	15名 以内	10名 以内	9名 以内	4名 以内	3名 以内	37名 以内 (各分科の定員なし)					为 なし)											
	19 23 米+			28名													28名			25名								
(令	見員数 ^{印3年5月現在)}	100名	47名		25名	10名	13名	9名	8名	4名	3名	13名	9名	6名	5名	6名	2名	4名	4名	3名	1名							
(令	欠員数 03年5月現在)	20名	9名	9名	2名	5名	2名	1名	1名	0	0	9名		2名				I	I	1								

○文部科学省設置法(平成11年法律第96号)(抄)

第三節 文化庁 第三款 特別の機関

(日本芸術院)

第二十三条 文化庁に、日本芸術院を置く。

- 2 日本芸術院は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー 芸術上の功績顕著な芸術家の優遇に関すること。
 - 二 芸術の発達に寄与する活動を行い、並びに芸術に関する重要事項を審議 し、及びこれに関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 3 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部科学大臣が 任命する。
- 4 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部科学大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。
- 5 日本芸術院の組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

○日本芸術院令(昭和24年7月23日政令第281号)(抄)

(日本芸術院の性格)

第一条 日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関 とする。

(組織)

- 第二条 日本芸術院は、院長一人及び会員百二十人以内で組織する。
- 2 日本芸術院に次の三部を置く。

第一部 美術

第二部 文芸

第三部 音楽、演劇、舞踊

- 3 会員は、いずれかの部に分属する。
- 第三条 会員は、部会が推薦し、総会の承認を経た候補者につき、院長の申出 により、文部科学大臣が任命する。
- 2 前項の部会の推薦する者は、部会において芸術上の功績顕著な芸術家につき選挙を行い、部会員の過半数の投票を得た者とする。
- 3 前項の投票において、病気その他の事故のため出席できない者は、郵便その他の方法により投票することができる。
- 第四条 会員は、終身とする。ただし、会員が辞任を申し出た場合には、総会 の承認を経て、これを認めることができる。

〇日本芸術院会則(昭和25年5月30日総会議決)(抄)

第一条 日本芸術院各部の定員は左に掲げるとおりとする。

第一部 美術 五十六名以内

第二部 文芸 三十七名以内

第三部 音楽、演劇、舞踊 二十七名以内

第二条 各部に左の分科を置く。

第一部 美術

第一分科 日本画

第二分科 洋画

第三分科 彫塑

第四分科 工芸

第五分科 書

第六分科 建築

第二部 文芸

第七分科 小説、戯曲 第八分科 詩歌

第九分科 評論、翻訳

第三部 音楽、演劇、舞踊

第十分科 能楽

第十一分科 歌舞伎

第十二分科 文楽

第十三分科 邦楽

第十四分科 洋楽

第十五分科 舞踊

第十六分科 演劇

- 第三条 日本芸術院会員の候補者を選考するため、日本芸術院に日本芸術院会 員候補者選考委員会を置く。
- 2 前項の委員会については、日本芸術院会員推薦並びに選考規則の定めると ころによる。

第十条 この会則の改正は、総会の議決がなければ行うことができない。

〇日本芸術院会員推薦並びに選考規則(昭和33年12月18日総会議決)(抄)

(推薦の開始)

- 第二条 日本芸術院会員の補充を必要とする場合、その年度に補充すべき会員の数、並びに 候補者推薦開始の時期については、年度はじめに開催される総会において定める。
- 第三条 日本芸術院会員の候補者は、その所属すべき部の会員が推薦するものとする。ただし、部が必要と認めた場合には部外より意見を聴くことができる。

(被推薦者)

第四条 推薦される候補者は芸術上の功績顕著な芸術家でなければならない。

(選考委員会)

- 第五条 候補者を選考するため、日本芸術院会員候補者選考委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 第六条 委員会は、日本芸術院の全会員をもって組織し推薦された候補者について審査並び に選考を行う。
- 第八条 委員会の委員長は、日本芸術院長とする。
- 第九条 委員会に美術、文芸及び芸能の三選考部会を置く。
- 3 選考部会の部務は、日本芸術院の各部長が部会長として掌理する。
- 5 各選考部会は、推薦された候補者につき、第四条の趣旨に従い、補充すべき会員数の無 記名連記投票を行う。
- 第十一条 委員会は、選考部会の報告に基づき、各部において補充すべき会員数の倍数の候補者を選考する。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りでない。
- 第十二条 委員会は、候補者を決定した後、選挙報告書を作成しなければならない。
- 2 前項の報告書には、各推薦者について、委員会で決定した順位を記載しなければならない。
- 第十三条 委員会は前条の規定により作成した選考報告書を、日本芸術院の各部長に提出するものとする。
- 第十四条 日本芸術院の各部は、前条の選考報告書に記載された候補者について選考を行う。
- 第十五条 日本芸術院令第三条第一項の規定に基づき、部会が推薦する候補者数は、当該部 会の欠員数を超えることができない。
- 2 部会員の過半数の得票を得た候補者数が、当該部会の欠員数を超えるときは、得票数の 多い者から推薦するものとする。
- 3 前項の場合において、得票数の同数の者があるときは、年齢の高い者から推薦するものとする。
- 第十六条 候補者の選考に際し、次の基準に従うよう注意すること。
 - 一 候補者については、芸術上の功績に重点をおき、あわせて芸術上の閲歴及び人格を充分に考慮すること。
 - 二 候補者については、当該芸術分野内において一方に偏しないように留意すること。
 - 三 候補者の選考は、慎重を期し、適任者を得ない場合は、必ずしも直ちに補充することを必要としないこと。